

議案第3号

恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年11月25日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第24条（略）  附 則 1～3（略）	第1条～第24条（略）  附 則 1～3（略） （給料表の改正における特例） 4 第3条第1項の規定により給与条例に定める給料表を準用する場合において、当該会計年度任用職員が任用された年度に給与条例の改正により同表の改定が行われたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、当該改定された給料表は翌年度の4月1日から適用し、任用された年度内においては従前の例によるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。